

令和 7 年度

山王海葛丸農業水利事業

葛丸上流頭首工実施設計業務

現場説明書

東北農政局山王海葛丸農業水利事業所

1 一般事項

(1) 契約の保証について

契約の保証については、別紙－1「契約の保証」のとおりである。

(2) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- 1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求または業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2) 上記1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- 3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(3) 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務にあたって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

2 積算基準について

(1) 本業務に適用する積算基準は、下表のとおりである。

名称	適用基準
調査業務	土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）における地質・土質調査業務の価格積算基準、地質土質調査業務市場単価及び機能診断業務の積算参考歩掛
測量業務	土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）における測量業務の価格積算基準
設計業務	土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）における設計業務の価格積算基準及び機能診断業務の積算参考歩掛
解析等調査業務	土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）における地質土質調査業務市場単価

(2) 予定価格積算の単価期は「令和7年5月」で考えている。

3 作業歩掛

積算基準に掲載されているもの以外については、別紙－2「作業歩掛」のとおり考えている。

なお、作業歩掛については、妥当性を検証するため、歩掛実態調査を行うものとする。

また、歩掛実態調査結果を別紙－3「歩掛実態調査表」にとりまとめ、監督職員へ提出するものとする。

4 安全費

本業務における安全費（率計上）については計上していない。

5 各種単価

本業務において見積等を採用している単価については、別紙－4「見積等単価」のとおり計上している。

6 旅費交通費について

（1）旅費交通費計算上の積算基地

本業務の積算基地は、仙台市である。

（2）打合せに係る旅費及び交通費の算定

打合せは通勤によるものとしている。

交通費はライトバン（東北自動車道利用 仙台宮城 IC～紫波 IC）を想定しており、移動に要する基準日額として往復 0.5 日を計上している。

〈打合せに係る積算上の配置人員〉

（単位：人）

回数	主任技師	技師 A	技師 B
第 1 回	1.0	1.0	
第 2 回		2.0	1.0
第 3 回		2.0	1.0
第 4 回		2.0	1.0
第 5 回	2.0	1.0	

注 1）上記の配置人員には、移動に要する日数を考慮している。

注 2）照査技術者自身による報告に必要な経費については、最終打合せに主任技師 1.0 人を計上している。

（3）現地作業（地質調査、機能診断、測量）及び現地調査に係る旅費及び交通費の算定

現地作業及び現地調査に係る外業は、滞在によるものとしているが、宿泊費及び宿泊手当については当初計上していない。なお、受注者から宿泊情報（例：宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書）が分かる資料の提出を求め、妥当性を確認の上、調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上する。

1）地質調査

滞在日数は延べ 44 日、宿泊エリアは岩手県花巻市を想定している。交通費はライトバン（東北自動車道利用 仙台宮城 IC～花巻 IC）を想定し、移動に要する基準日額として往復 0.75 日を計上している。

〈地質調査における宿泊日数〉

作業内容	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員
地質調査	9 日	17 日	18 日

2) 機能診断

滞在日数は延べ 47 日、宿泊エリアは岩手県花巻市を想定している。交通費はライトバン（東北自動車道利用 仙台宮城 IC～花巻 IC）を想定し、移動に要する基準日額として往復 0.75 日を計上している。

〈機能診断における宿泊日数〉

作業内容	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
機能診断	4 日	3 日	10 日	17 日	13 日

3) 測量

滞在日数は延べ 138 日、宿泊エリアは岩手県紫波郡紫波町を想定している。交通費はライトバン（東北自動車道利用 仙台宮城 IC～花巻 IC）を想定し、移動に要する基準日額として往復 0.75 日を計上している。

〈測量における宿泊日数〉

作業内容	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
測量	43 日	52 日	42 日	1 日

4) 設計

滞在日数は延べ 20 日、宿泊エリアは岩手県紫波郡紫波町を想定している。交通費はライトバン（東北自動車道利用 仙台宮城 IC～花巻 IC）を想定し、移動に要する基準日額として往復 0.75 日を計上している。

〈設計における宿泊日数〉

作業内容	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C
設計	4 日	10 日	2 日	4 日

7 特別仕様書補足事項

(1) 開示用成果物の作成

特別仕様書第 6－1 条（成果物）に示す開示用成果物の作成に係る費用として、設計業務技術員 0.5 人及び電子媒体（CD-R）1 枚の費用を直接経費に計上している。

作業にあたっては、監督職員との打合せに基づき、本業務の成果物データ（PDF 形式）を元に、PDF ファイルの編集機能を用いて、黒塗り等の措置を行うものとする。

提出にあたっては、不開示情報が読みとれない状態で提出するものとする。

なお、不開示情報とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報とする。

別紙－１ 契約の保証

１ 契約の保証について

- (１) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行盛岡代理店（岩手銀行本店内）」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局北上土地改良調査管理事務所 歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 及川克」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。
- なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 昆野 淳」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。
- なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組

合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

（イ）保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局山王海葛丸農業水利事業所長 藤田 新二郎」と記載するように申し込むこと。

（ウ）保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

（エ）保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に、記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

（オ）保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

（カ）保証期間は、履行期間を含むものとする。

（キ）保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されるものとする。

（ク）請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては契約担当官等の指示に従うこと。

（ケ）受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

（コ）受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

（ア）公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

（イ）公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局山王海葛丸農業水利事業所長 藤田 新二郎」と記載するように申し込むこと。

（ウ）証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

（エ）保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

（オ）保証期間は、履行期間を含むものとする。

（カ）請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

（キ）受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

（ア）履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局山王海葛丸農業水利事業所長 藤田 新二郎」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) その他

ア 保険証券等の電磁的方法による提出

- (ア) (1) のウの金融機関等の保証に係る保証書、エの公共工事履行保証証券に係る証券又はオの履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。
この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。
- (イ) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。
契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

- (3) (1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

別紙－２ 作業歩掛

１ 調査業務

（１）調査業務 葛丸上流頭首工 土木及び建築

項目	技師長	主任技師	技師Ａ	技師Ｂ	技師Ｃ	技術員
１ 現地踏査（診断）		2.00人	1.00人		1.00人	
２ 近接目視調査（診断）				3.00人	3.00人	3.00人
３ 機能診断調査（頭首工）（診断）				2.00人	8.00人	6.00人
合計		2.00人	1.00人	5.00人	12.00人	9.00人

（２）調査業務 葛丸上流頭首工 機械設備等

項目	技師長	主任技師	技師Ａ	技師Ｂ	技師Ｃ	技術員
１ 現地踏査（事前調査）（診断）		2.00人	1.00人			
２ 概略診断 概略診断調査（診断）			1.00人	2.00人		
合計		2.00人	2.00人	2.00人		

2 設計業務

(1) 設計業務 葛丸上流頭首工 土木及び建築

項目	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1 業務準備（診断）		2.00人	3.00人	1.50人		
2 資料調査（診断）		2.00人	3.00人	1.50人		
3 問診調査（診断）			1.50人	1.50人	1.50人	
4 健全度評価（診断）		1.00人	1.00人	2.00人		
5 農業水利ストック 情報データの入力 及び登録				0.50人	1.00人	
6 設計計画（設計）		1.00人	2.00人	1.00人	2.00人	
7 構造計画（設計）		4.30人	10.80人	15.90人	9.40人	6.20人
8 図面作成（設計）		3.20人	13.10人	16.10人	13.00人	15.30人
9 施工計画（設計）	0.60人	3.90人	12.60人	4.50人	5.20人	4.30人
10 数量計算（設計）			2.90人	8.80人	9.80人	8.80人
11 特別仕様書作成 （設計）		1.00人	2.00人	2.00人		
12 概算工事費（設計）		1.00人	1.00人	2.00人	3.00人	3.00人
13 照査（設計）		2.50人				
14 点検取りまとめ						
合計	0.60人	21.90人	52.90人	57.30人	44.90人	37.60人

(2) 設計業務 葛丸上流頭首工 機械設備等

項目	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1 事前調査（診断）		1.00人	1.50人	1.50人		
2 現地調査（設計）		2.00人	4.00人		4.00人	
3 概略診断 機能診断評価 （診断） （健全度評価）		1.00人	2.00人	2.00人		
4 農業水利ストック 情報データの入力 及び登録				1.00人	1.00人	
5 設計計画（設計）	0.10人	0.90人	1.40人	1.30人	0.60人	0.30人
6 基本事項（設計）	0.10人	0.50人	1.10人	1.50人	0.80人	0.50人
7 詳細事項（設計）	0.10人	0.60人	1.20人	1.80人	1.50人	1.00人
8 設計計算（設計）	0.10人	0.60人	1.30人	2.00人	3.00人	2.30人
9 施工計画（設計）		2.00人	3.00人	2.00人	3.00人	3.00人
10 設計図（設計）	0.10人	0.50人	1.20人	2.30人	3.90人	3.80人
11 数量計算（設計）		0.10人	0.30人	0.60人	1.10人	1.40人
12 概算工事費（設計）		0.20人	0.40人	0.70人	0.50人	0.30人
13 照査（設計）		1.50人				
14 点検取りまとめ		0.50人	1.00人	1.00人	2.00人	2.00人
合計	0.50人	11.40人	18.40人	17.70人	21.40人	14.60人

別紙－ 3

步掛実態調査表

1 調査目的

本調査は土地改良工事における「葛丸上流頭首工実施設計業務」について、その実態を把握し、参考歩掛の妥当性の検証、積算の適正化を図ることを目的としている。

2 概要

発注者記入	局名	東北農政局
	事業所名	山王海葛丸農業水利事業所
	業務名	山王海葛丸農業水利事業
	担当者	葛丸上流頭首工実施設計業務
受注者記入	受注者名	
	受注者担当者名	
	担当者連絡先	

1 調査業務

(1) 調査業務 葛丸上流頭首工 土木及び建築

[illegible]

(2) 調査業務 葛丸上流頭首工 機械設備等

[illegible]

2 設計業務

(1) 設計業務 葛丸上流頭首工 土木及び建築

[illegible]

[illegible]

(2) 設計業務 葛丸上流頭首工 機械設備等

[illegible]

[illegible]

[illegible]

別紙－ 4

見積等単価

名称	規格	単位	単価（税抜）
高速道路等料金	消費税抜き 普通車 仙台宮城 IC－花巻IC 往復	往復	7,018円
高速道路等料金	消費税抜き 普通車 仙台宮城 IC－紫波IC 往復	往復	7,491円